

北上市役所本庁舎公衆無線LAN利用規約

(目的及び同意)

第1条 本規約は、北上市（以下「市」という。）が北上市役所利用者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANサービス（以下、「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 市は、本規約に同意した者（以下、「利用者」という。）に対して本サービスを提供するものとし、利用者は本サービスを利用してインターネットに接続することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。

(利用料)

第3条 本サービスの利用料は無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用者要件)

第4条 利用者は、個人に限る。法人、団体等による組織的な利用は認めない。ただし、市が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の責務)

第5条 通信機器、ソフトウェア、電源等は、利用者が準備するものとする。

2 通信機器の設定、操作、セキュリティ対策は、利用者の責任で行うものとする。

3 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

4 本サービスは、利用者以外の第三者も利用可能なサービスであるため、悪意のある第三者が電波を故意に傍受し、IDやパスワード又はクレジットカード番号等の個人情報、メールの内容等の通信内容を盗み見る可能性がある。本サービスへ接続する端末等のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者の判断と責任のもと行うものとする。

(利用手続き)

第6条 利用者は、通信機器から市が案内するSSID及びパスワードを入力し、本サー

ビスに接続するものとする。接続設定は、利用者の責任において行うものとする。

(利用場所及び利用時間)

第7条 本サービスの利用可能な場所は、北上市役所本庁舎の建物内とする。

2 本サービスの利用時間は、市の開庁時間とする。ただし、市が特に必要と認めた場合には、これを変更する場合がある。

(利用状況の記録)

第8条 市は、利用者が本サービスを利用した際に、接続日時、MACアドレス、IPアドレス、ウェブ閲覧情報等を取得する。

2 市は、前項の規定により取得した情報を、本サービスの利用状況の調査や内容の充実等のため利用することができる。

3 市は、法令及び裁判官の発する令状等に基づき、警察等から第1項の規定により取得した情報について提出を求められた際は、これに応じるものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

(1) 市又は第三者の権利を侵害し、又は不利益や損害を与える行為

(2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(3) 誹謗中傷行為

(4) 性風俗、宗教活動又は政治活動（選挙運動を含む）又は選挙活動に関する行為

(5) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為

(6) ファイル共有や大量メールの送信など、ネットワークに過度な負荷を与える行為

(7) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為

(8) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反又は市が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって、市、利用者又は第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

(サービスの利用停止)

第10条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 利用者として不適切であると市が判断した場合

(サービスの中止等)

第11条 市は事前に通知することなく、本サービスを中止又は中断できるものとする。

2 市は本サービスの中止又は中断により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、一切の責任を負わないものとする。

(免責事項)

第12条 市は、本サービスの利用に関する要因により、利用者又は第三者に損害が生じた場合においても、一切の責任を負わないものとする。

2 市は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

3 本サービスでは、電波状況、回線状況によりその接続や速度は保証されない。

4 市は、本サービスに障害等の瑕疵がないこと及び本サービスが中断なく稼働することをなんら保証しない。

5 市は、利用者が本サービスを使用したこと又は使用できなかったことによって損害、トラブル等が生じた場合であっても、いかなる責任も負わない。

6 本サービスの提供に際し、利用者の端末等がコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、市は一切責任を負わないものとする。

7 市は、本サービスの仕様に関する質問には一切回答しない。

8 市は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。

(本規約の変更)

第13条 市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

2 本規約変更後に利用者が本サービスを利用した場合には、変更後の規約に同意したものとみなす。

(損害賠償)

第14条 利用者が本規約に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第15条 本規約は日本法に準拠する。また、本規約又は本サービスに関連して市と利用者間で紛争が生じた場合、市を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。